会場変更などの株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、以下の当社ウェブサイトでお知らせいたしますのでご確認ください。
https://www.yellowhat.jp/corp/ir/

証券コード：9882

第66期　定時株主総会

招集ご通知

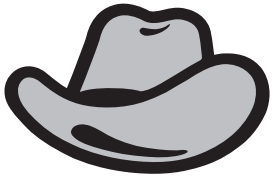

開催日時

2024年６月20日（木曜日）午前10時
受付開始午前９時

開催場所

東京都中央区日本橋富沢町11番12号
サンライズビル　２階ザ・グリーンホール

議　　案

第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役９名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件
第４号議案　取締役の報酬額改定の件
第５号議案　取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬額改定の件

書面（郵送）またはインターネット等による議決権行使のお知らせ

株主の皆様におかれましては、書面（郵送）またはインターネット等により事前に議決権行使が可能ですので、ぜひご利用くださいますようお願い申しあげます。
議決権行使期限
2024年６月19日（水曜日）午後６時まで

目　次

招集ご通知……1
議決権行使についてのご案内……4
株主総会参考書類
第１号議案　定款一部変更の件……6
第２号議案　取締役９名選任の件……7
第３号議案　監査役１名選任の件……15
第４号議案　取締役の報酬額改定の件……16
第５号議案　取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬額改定の件…17
事業報告
１．企業集団の現況……19
２．会社の現況……26
連結計算書類……38
計算書類……42
監査報告……45

株式会社イエローハット

株 主 各 位

証券コード：9882
2024年５月29日

東京都千代田区岩本町一丁目７番４号
株式会社 イエローハット
代表取締役社長　堀江　康生

第66期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第66期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。
本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただきますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト　https://www.yellowhat.jp/corp/ir/
（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IRニュース」を選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「イエローハット」又は「コード」に当社証券コード「9882」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、株主の皆様におかれましては、書面（郵送）またはインターネット等により議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年６月19日（水曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

［書面（郵送）による議決権行使の場合］
本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2024年６月19日（水曜日）午後６時までに到着するようご送付ください。
［インターネット等による議決権行使の場合］
当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）において、賛否をご入力のうえ、2024年６月19日（水曜日）午後６時までに議決権をご行使ください。

敬　具

記

1 日　　時	2024年６月20日（木曜日）**午前10時**
2 場　　所	東京都中央区日本橋富沢町11番12号 **サンライズビル　２階ザ・グリーンホール**
3 目的事項	**報告事項**　1. 第66期（2023年４月１日から2024年３月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第66期（2023年４月１日から2024年３月31日まで） 計算書類報告の件 **決議事項**　第１号議案　定款一部変更の件 第２号議案　取締役９名選任の件 第３号議案　監査役１名選任の件 第４号議案　取締役の報酬額改定の件 第５号議案　取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬額改定の件
4 議決権行使についてのご案内	４ページに記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以　上

- 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申しあげます。
- 議決権を代理で行使される場合は、代理人ご自身名義の議決権行使書用紙とともに、委任状等の代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください（代理人の資格は、定款の定めにより本総会の議決権を有する他の株主１名様に限られます。）。
- 株主総会資料の電子提供措置が導入されましたが、当社は、書面交付請求の有無に関わらず、一律に従前どおり書面でお送りしております。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト
  （アドレスhttps://www.yellowhat.jp/corp/ir/）
  及び東証ウェブサイト
  （https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show）に掲載させていただきます。
- 電子提供措置のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
  1. 連結計算書類の連結注記表
  2. 計算書類の個別注記表

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2024年6月20日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前９時）

書面（郵送）で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2024年6月19日（水曜日）
午後６時到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月19日（水曜日）
午後６時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

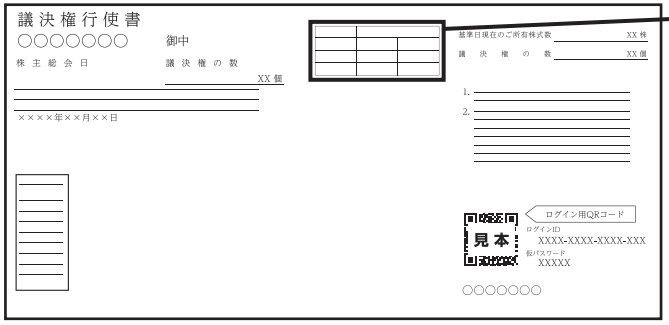

※議決権行使書はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１、３、４、５号議案

- **賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**

第２号議案

- **全員賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **全員反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**
- **一部の候補者に反対する場合** ≫ **「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。**

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

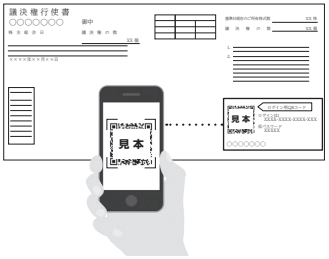

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

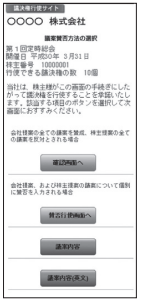

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト https://evote.tr.mufg.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

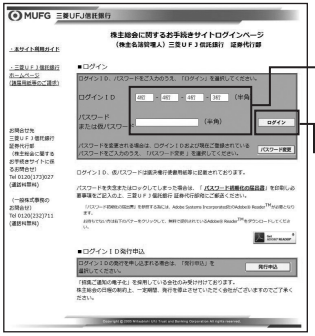

3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
(通話料無料／受付時間 午前9:00～午後9:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の構築並びに株主総会及び取締役会の運営について柔軟な対応を可能とするため、定款の一部変更をするものであります。

２．変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
（招集権者及び議長） 第14条　株主総会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。 第15条～第21条　（条文省略） （取締役会の招集権者及び議長） 第22条　取締役会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が招集し議長となる。	（株主総会の招集権者及び議長） 第14条　株主総会は法令に別段の定めある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた取締役が招集し、議長となる。ただし、当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。 第15条～第21条　（現行どおり） （取締役会の招集権者及び議長） 第22条　取締役会は法令に別段の定めある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた取締役が招集し、議長となる。ただし、当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

第２号議案　取締役９名選任の件

取締役全員（７名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため２名増員し、取締役９名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の地位及び担当等	属　性
1	堀江（ほりえ）　康生（やすお）	代表取締役社長	再任
2	木村（きむら）　昭夫（あきお）	取締役 財務・経理、システム、人事・総務、店舗開発、賃貸事業、内部監査　担当	再任
3	佐藤（さとう）　和幸（かずゆき）	専務取締役 店舗運営、ピット技術推進、営業管理、支店、子会社（イエローハット事業、卸売事業）担当 （株）ジョイフル代表取締役会長	再任
4	白石（しらいし）　理（ただす）	専務取締役 商品購買、物流、販促・宣伝、子会社（イエローハット事業及び卸売事業を除く）担当 （株）２りんかんイエローハット代表取締役会長兼（株）バイク館イエローハット代表取締役会長（株）バイク館イエローハットＫＰ代表取締役会長	再任
5	上甲（じょうこう）　祐（たすく）	タイヤ・ホイール商品部長	新任
6	本村（もとむら）　弘之（ひろゆき）	店舗運営部長	新任
7	斎藤（さいとう）　四郎（しろう）	社外取締役 斎藤四郎税理士事務所税理士	再任　社外　独立
8	久保（くぼ）　妙子（たえこ）	社外取締役	再任　社外　独立
9	神田知江美（かんだちえみ）	社外取締役 かすが・國塚法律事務所弁護士	再任　社外　独立

新任　新任取締役候補者　再任　再任取締役候補者　社外　社外取締役候補者　独立　証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

堀江　康生（ほりえ　やすお）（1952年１月27日生）

所有する当社株式数……276,100株
取締役会出席状況…… 14/14回

再　任

［略歴、当社における地位及び担当］

1976年10月　当社入社
1997年６月　取締役 営業管理部長
2000年10月　取締役 営業副本部長 兼営業管理部長
2001年６月　常務取締役 営業本部長 兼営業管理部長
2003年６月　常務取締役 常務執行役員イエローハット事業本部副本部長
2004年６月　取締役 常務執行役員営業管理室長
2005年４月　取締役 常務執行役員運営本部長 兼ホールセール部長
2005年７月　取締役 常務執行役員経理部長
2008年１月　取締役 常務執行役員経理担当
2008年６月　常務取締役
2008年９月　代表取締役
2008年10月　代表取締役社長
現在に至る

［重要な兼職の状況］

―

取締役候補者とした理由

長年にわたり経営部門の主要な職位を歴任し、2008年10月に当社社長に就任以降、現在に至るまで社長を務め、成果を上げてまいりました。経営全般にわたる豊富な知見と能力は当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役の候補といたしました。

(注) 1. 堀江康生と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の３第１項の規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

候補者番号

2

木村　昭夫（きむら　あきお）（1974年２月７日生）

所有する当社株式数……　7,100株
取締役会出席状況……14/14回

再　任

［略歴、当社における地位及び担当］

1996年４月　当社入社
2011年３月　経理部 財務課長
2012年４月　経理部 経理課長
2013年４月　経理部 企画課長
2017年５月　経理部長
2022年６月　取締役 経理部長
財務・経理、システム、人事・総務、店舗開発、賃貸事業、内部監査担当
現在に至る

［重要な兼職の状況］

―

取締役候補者とした理由

経営企画や内部統制、経理財務等の豊富な業務経験を有し、当社の中長期的な企業価値向上に向けて十分な役割を果たすことができると判断し、取締役の候補といたしました。

(注) 1. 木村昭夫と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の３第１項の規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

候補者番号

3

佐藤　和幸（さとう　かずゆき）（1958年11月12日生）

所有する当社株式数…… 39,100株
取締役会出席状況…… 14/14回

再　任

［略歴、当社における地位及び担当］

1979年３月　当社入社
1997年４月　仙台支店長
2001年６月　取締役 仙台支店長
2002年６月　執行役員仙台支店長
2005年８月　当社退職
2005年９月　（株）ジョイフル入社
2010年６月　（株）ジョイフル代表取締役
2014年６月　取締役
2017年６月　常務取締役
2018年６月　専務取締役
店舗運営、ピット技術推進、営業管理、支店、子会社（イエローハット事業、卸売事業）担当
現在に至る

［重要な兼職の状況］

（株）ジョイフル代表取締役会長

取締役候補者とした理由

営業部門の主要な職位を歴任し、また長年にわたり（株）ジョイフルの経営を担い、営業や経営全般にわたる知識と経験を有しております。グループ全体及び担当事業の監督を適切に行うことができるものと判断し、取締役の候補といたしました。

(注) 1. 佐藤和幸と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の３第１項の規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

候補者番号

4

白石（しらいし）　理（ただす）（1959年10月13日生）

所有する当社株式数…… 48,320株
取締役会出席状況…… 14/14回

再　任

［略歴、当社における地位及び担当］

1982年３月　当社入社
2001年２月　マーケティング戦略室長
2004年４月　海外事業部上級マネージャー
2004年６月　執行役員イエローハット事業本部部長
2005年４月　執行役員運営本部部長
2005年７月　執行役員運営本部副本部長
2006年４月　執行役員運営本部長
2006年６月　取締役 執行役員運営本部長 兼ピット運営部長
2008年６月　取締役
2009年６月　常務取締役
2011年６月　専務取締役
商品購買、物流、販促・宣伝、子会社（イエローハット事業及び卸売事業を除く）担当
現在に至る

［重要な兼職の状況］

（株）２りんかんイエローハット代表取締役会長
（株）バイク館イエローハット代表取締役会長
（株）バイク館イエローハットＫＰ代表取締役会長

取締役候補者とした理由

長年にわたり運営部門等の主要な職位を歴任し、事業についての豊富な知識と経験を活かすことができるものと判断し、取締役の候補といたしました。

(注) 1. 白石　理と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の３第１項の規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

候補者番号

5

上甲（じょうこう）　祐（たすく）（1972年10月３日生）

所有する当社株式数…… 0株
取締役会出席状況……－/－回

新　任

［略歴、当社における地位及び担当］

1995年４月　当社入社
2011年３月　タイヤ・カーエレクトロニクス商品部
カーエレクトロニクス課長
2016年10月　タイヤ・カーエレクトロニクス商品部長
2018年６月　タイヤ・ホイール商品部長
現在に至る

［重要な兼職の状況］

—

取締役候補者とした理由

長年にわたり商品購買及び商品戦略部門等の豊富な業務経験を有し、当社の中長期的な企業価値向上に向けて十分な役割を果たすことができると判断し、取締役の候補といたしました。

(注) 1. 上甲祐と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の３第１項の規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

候補者番号

6

本村（もとむら）　弘之（ひろゆき）（1970年12月４日生）

所有する当社株式数……　1,200株
取締役会出席状況……－/－回

新　任

［略歴、当社における地位及び担当］

2008年11月　当社入社
2009年４月　ピットサービス推進部長
2012年４月　北海道・東北支店長
2016年10月　中国・九州支店長
2020年４月　関東支店長
2022年４月　店舗運営部長
現在に至る

［重要な兼職の状況］

—

取締役候補者とした理由

整備・車検等の技術部門及び店舗運営等営業部門の豊富な業務経験を有し、当社の中長期的な企業価値向上に向けて十分な役割を果たすことができると判断し、取締役の候補といたしました。

(注) 1. 本村弘之と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の３第１項の規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

候補者番号

7

斎藤　四郎（1946年11月25日生）

所有する当社株式数……　0株
取締役会出席状況……　14/14回

独　立
社　外
再　任

［略歴、当社における地位及び担当］

1965年４月　関東信越国税局入局
1998年７月　戸塚税務署副署長
2002年７月　東京国税局調査第一部特別国税調査官
2004年７月　東京国税局調査第二部調査第９部門
　　統括国税調査官
2005年７月　鎌倉税務署長
2006年７月　鎌倉税務署退職
2006年８月　税理士登録
2006年９月　斎藤四郎税理士事務所開設
2016年６月　社外取締役
**　　現在に至る**

［重要な兼職の状況］

斎藤四郎税理士事務所税理士

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

過去に直接経営に関与された経験はありませんが、税務行政業務における豊富な経験と見識を備えておられることから、重要事項の決定及び業務執行の監督の役割を十分にはたしていただけるものと判断し、社外取締役の候補といたしました。また、同氏が再任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

(注) 1. 斎藤四郎と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 斎藤四郎は、社外取締役候補者であります。
3. 斎藤四郎は現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって８年となります。
4. 当社は、斎藤四郎との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額を限度としており、斎藤四郎が再任された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、斎藤四郎を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の３第１項の規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

候補者番号

8

久保（くぼ） 妙子（たえこ）（1953年４月25日生）

所有する当社株式数…… 1,700株
取締役会出席状況…… 14/14回

独　立
社　外
再　任

［略歴、当社における地位及び担当］

1976年４月　近畿土地建設工業（株）（設計部）
1985年２月　一級建築士
1989年４月　奈良女子大学 助手
1991年10月　聖母女学院短期大学 専任講師
2002年４月　聖母女学院短期大学 教授
2010年４月　京都橘大学 講師（兼職）
2012年３月　京都橘大学 退職
2017年４月　甲南女子大学 特任教授
2017年６月　京都聖母女学院短期大学 名誉教授
2021年３月　甲南女子大学 退職
2021年６月　社外取締役
現在に至る

［重要な兼職の状況］

—

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

過去に直接経営に関与された経験はありませんが、住環境計画、インテリアデザインを主な研究分野とする大学教授として、同分野を中心に専門的かつ幅広い知見を有しており、また一級建築士、一級インテリア設計士として建築設計に携わり豊富な経験と見識を備えておられることから、重要事項の決定及び業務執行の監督の役割を十分にはたしていただけるものと判断し、社外取締役の候補といたしました。また、同氏が再任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

(注) 1. 久保妙子と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 久保妙子は、社外取締役候補者であります。
3. 久保妙子は現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって３年となります。
4. 当社は、久保妙子との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額を限度としており、久保妙子が再任された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、久保妙子を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の３第１項の規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

候補者番号

9

神田知江美（かんだ ちえみ）（1976年１月４日生）

所有する当社株式数…… 0株
取締役会出席状況…… 10/10回

独　立
社　外
再　任

［略歴、当社における地位及び担当］

2000年６月　群馬大学付属病院 非常勤医師
2005年４月　早稲田大学大学院法務研究科 入学
2008年11月　司法修習生
2010年３月　弁護士登録
2010年３月　かすが・國塚法律事務所 弁護士（現任）
2012年４月　帝京大学医療情報システム研究センター 客員講師（現任）
2013年４月　群馬大学医学部 非常勤講師
2014年９月　群馬大学医学部 退職
2017年８月　一般社団法人日本医療ピアサポート協会 Heals 理事（現任）
2020年４月　早稲田大学大学院法務研究科 非常勤講師
2020年９月　早稲田大学大学院法務研究科 退職
2022年２月　社団法人日本医療メディエーター協会 理事（現任）
2023年６月　社外取締役 現在に至る

［重要な兼職の状況］

かすが・國塚法律事務所弁護士

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

過去に直接経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての法律・経済・社会に対する豊富な経験と幅広い見識を備えておられることから、一般株主保護の観点から重要事項の決定及び業務執行の監督の役割を十分にはたしていただけるものと判断し、社外取締役の候補といたしました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

(注) 1. 神田知江美と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 神田知江美は、社外取締役候補者であります。
3. 神田知江美は現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。
4. 当社は、神田知江美との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額を限度としており、神田知江美が再任された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、神田知江美を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の３第１項の規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
7. 神田知江美は、2023年６月21日開催の第65期定時株主総会において新たに選任され、就任しましたので、2023年６月21日以降に開催した取締役会への出席状況を記載しております。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査体制の強化、充実を図るため監査役１名を増員することとし、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

大海原（おおうなばら）　潤（じゅん）　（1962年１月22日生）

所有する当社株式数……0株
取締役会出席状況……－/－回
監査役会出席状況……－/－回

新　任

［略歴、当社における地位］

1984年３月　第一相互銀行　入行
1994年10月　営業推進部　副調査役
2001年６月　個人部　主任調査役
（三井住友銀行と合併）
2003年３月　三井住友銀行千代田営業第二部　副部長
2003年８月　氷川台支店長
2005年１月　五反野法人営業部長
2008年４月　千代田法人営業部長
2012年４月　神田法人営業第二部長
2014年４月　（株）陽栄（出向）執行役員
2014年９月　三井住友銀行　退職
2014年９月　（株）陽栄　入社　執行役員
2016年６月　（株）陽栄　常務執行役員
現在に至る

［重要な兼職の状況］

―

社外監査役候補者とした理由

金融関係の業務に永年携わってきた経験から、財務・会計及び法務に関する高い見識を有しているほか、不動産関連会社で培われた豊富な経営経験と幅広い見識により、取締役の職務の執行を監査する役割を果たしていただけると判断し、社外監査役の候補者といたしました。

(注) 1. 大海原潤と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 大海原潤は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、大海原潤の選任が承認された場合は、同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額を限度としております。
4. 当社は、大海原潤の選任が承認された場合は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の３第１項の規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第４号議案　取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2006年６月23日開催の当社第48期定時株主総会において、年額240百万円以内として、ご承認をいただいておりますが、当社業績、経済情勢及び取締役の増員を鑑み、変更させていただきたいと存じます。

なお、現在の取締役は７名（うち社外取締役３名）でございますが、本総会にて取締役候補者選任案が承認可決されますと取締役は９名（うち社外取締役３名）となります。

１．改定案

報酬額：年間400百万円以内

２．改定理由

当社の取締役報酬額は2006年６月23日開催の第48期定時株主総会において、年額240百万円以内とご承認いただいておりますが、当社業績、経済情勢及び取締役の増員を鑑み、改定するものです。報酬額には譲渡制限付株式報酬を含み、使用人兼取締役の使用人分給与は含みません。

なお、現在の取締役は７名（うち社外取締役３名）でございますが、本総会にて取締役候補者選任案が承認可決されますと取締役は９名（うち社外取締役３名）となります。

第５号議案　取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬額改定の件

当社の取締役（社外取締役を除く）の譲渡制限付株式の割当ては2020年６月23日開催の第62期定時株主総会において毎年29,000株を上限とし、その譲渡制限付株式に関する報酬として支給する報酬債権の総額を年25.5百万円とご承認いただいておりますが、取締役が株価変動のメリットとリスクを株主様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、及び取締役の増員を鑑み、改定いたしたいと存じます。

なお、現在の支給対象取締役は４名でございますが、本総会にて取締役候補者選任案が承認可決されますと支給対象取締役は６名となります。

１．改定案

年間に割り当てる譲渡制限付株式数　　：年間50,000株を上限

譲渡制限付株式割当てのための金銭報酬債権額：年間48.0百万円以内

２．改定理由

当社の取締役（社外取締役を除く）の譲渡制限付株式の割当ては2020年６月23日開催の第62期定時株主総会において毎年29,000株を上限とし、その譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を年25.5百万円以内とご承認いただいておりますが、取締役が株価変動のメリットとリスクを株主様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、及び取締役の増員を鑑み、改定するものです。

なお、現在の支給対象取締役は４名でございますが、本総会にて取締役候補者選任案が承認可決されますと支給対象取締役は６名となります。

株主総会後の取締役会のスキルマトリックス（予定）

（注）本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

氏　名	当社における地位（予定）	属　性	企業経営	営業／販売	商品戦略 商品製造	マーケティング 店舗開発	サスティナビリティ ESG	人事・労務 人材開発 法務、リスクマネジメント	財務／会計 税務
堀江　康生	代表取締役会長		●	●		●	●	●	●
木村　昭夫	代表取締役社長		●	●		●	●	●	●
佐藤　和幸	専務取締役		●	●	●	●		●	
白石　　理	専務取締役		●	●	●		●	●	●
上甲　　祐	取締役			●	●				
本村　弘之	取締役			●					
斎藤　四郎	取締役	社外 独立						●	●
久保　妙子	取締役	社外 独立				●	●		
神田知江美	取締役	社外 独立					●	●	
木村　義美	監査役			●	●				
服部　久男	監査役	社外						●	●
田村　　昭	監査役	社外 独立	●	●	●				
大海原　潤	監査役	社外 独立	●						●

以　上

事業報告 （2023年４月１日から2024年３月31日まで）

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が５類に引き下げられたことで行動制限が解除され、経済活動の正常化が進み、景気は緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら一方で、エネルギー価格や原材料価格の上昇、為替相場の変動、これらを要因とした物価上昇など、個人消費マインドを低下させる懸念材料があり、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

当カー用品業界におきましては、旅行や帰省をはじめとしたドライブ需要の回復により、タイヤやオイル、バッテリーなどの消耗品販売が上期を中心に堅調に推移いたしました。しかし、下期において、全国的な暖冬となったことにより、スタッドレスタイヤなどの冬季用品の販売は減少しました。また、春の履き替えシーズンでは低温と多雨など天候不良の影響により、夏用タイヤへの履き替えが遅れ、タイヤは大幅な販売不振となりました。

このような環境下におきまして、当社グループでは、経営戦略方針の一つであるタイヤ・オイル・バッテリーなど消耗品の拡販や、取付・整備作業やメンテナンスメニューを拡充してまいりました。また、新たな取り組みとして、顧客の利便性及び満足度の向上と新規顧客拡大を目指し、2023年９月より楽天ポイントカードの取扱いを開始いたしました。

なお、店舗展開に関して、好条件な立地への店舗移転や、利益改善のための店舗集約及びグループ内での業態変更を進めるなど、経営資源の効率化に努めました。

当連結会計年度におきましては、オイルやバッテリーなど消耗品の販売堅調と車検工賃収入の増加等がありました。一方で、コロナ禍で高まっていたバイク関連需要の減少によるバイク用品販売の低調や、暖冬による冬季用品販売の低調等の影響もあり、売上高は1,466億41百万円（前年同期比99.6％、５億15百万円減）、売上総利益は628億27百万円（前年同期比99.7％、１億72百万円減）となりました。

販売費及び一般管理費は、新規出店等の設備投資に伴う減価償却費の増加や、人件費をはじめとした店舗運営コストの上昇等により、前年同期を上回る483億51百万円（前年同期比101.3％、６億２百万円増）となりました。

その結果、営業利益は144億75百万円（前年同期比94.9％、７億74百万円減）、経常利益は159億64百万円（前年同期比97.9％、３億41百万円減）、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては102億59百万円（前年同期比96.2％、４億５百万円減）となりました。

売上高の主な部門別内訳につきましては、小売部門は913億11百万円（前年同期比101.6％、14億56百万円増）、卸売部門は456億88百万円（前年同期比96.0％、18億95百万円減）となりました。

	第65期 （2023年３月期）	第66期 （2024年３月期）	前連結会計年度比
	金額（百万円）	金額（百万円）	増減率
売上高	147,157	146,641	0.4％減
営業利益	15,250	14,475	5.1％減
経常利益	16,305	15,964	2.1％減
親会社株主に帰属する当期純利益	10,665	10,259	3.8％減

企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

カー用品・二輪用品等販売事業

＜主要な事業内容＞

販売子会社・関連会社及びグループ企業等に対し、カー用品・二輪用品等の卸売を行うほか、販売子会社・関連会社及びWebサイトにおいて小売を行っております。

売上高

1,407億24百万円

（前連結会計年度比0.3%減）

当連結会計年度におけるイエローハット店舗の出退店の状況です。

2023年４月にゆめモール西条店（広島県）、５月にトレッド栃木足利店（栃木県）、トレッド沖縄宜野湾店（沖縄県）、袋井川井店（静岡県）、６月に（新）トレッド山形店（山形県）、９月に中和幹線桜井店（奈良県）、10月に札幌宮の森店（北海道）、（新）大津堅田店（滋賀県）、11月にトレッド愛知小牧店（愛知県）、2024年２月に（新）仙台六丁の目店（宮城県）、３月に小倉葛原店（福岡県）、郡山西ノ内店（福島県）の計12店舗を開店、2023年４月に広島可部店（広島県）、トレッド山形店（山形県）、５月に袋井店（静岡県）、８月に小牧店（愛知県）、９月に八軒店（北海道）、押熊店（奈良県）、網走大曲店（北海道）、大津堅田店（滋賀県）、2024年１月に加賀加茂町店（石川県）、仙台六丁の目店（宮城県）、３月にフェスタ郡山店（福島県）の計11店舗を閉店いたしました。

イエローハット店舗以外では、2023年６月にカワサキプラザ山形（山形県）、カワサキプラザ秋田（秋田県）、８月に久留米２りんかん（福岡県）、バイク館久留米インター店（福岡県）、９月に浜松２りんかん（静岡県）、バイク館浜松有玉店（静岡県）、10月にバイク館三郷上彦名店（埼玉県）、11月にバイク館小牧店（愛知県）、2024年２月にバイク館小山店（栃木県）、３月に郡山２りんかん（福島県）、バイク館郡山西ノ内店（福島県）、バイク館武蔵野店（東京都）の計12店舗を開店、2024年１月にバイク館筑西玉戸店（茨城県）、３月にバイク館港南店（神奈川県）の２店舗を閉店いたしました。また、2023年４月に２りんかんイエローハット車検センター座間工場（神奈川県）を開設、９月にイエローハットコイン洗車場八軒（北海道）、2024年３月にイエローハットコイン洗車場鶴崎森町（大分県）を閉鎖いたしました。

以上の結果、当連結会計年度末の店舗数は、イエローハット740店舗、２りんかん62店舗、バイク館（カワサキプラザ含む）70店舗の合計872店舗、イエローハット車検センターが８店舗、イエローハットコイン洗車場が11店となりました。

当連結会計年度のカー用品・二輪用品等販売事業の売上高は、1,407億24百万円（前年同期比99.7%、４億87百万円減）、セグメント利益につきましては、130億４百万円（前年同期比93.0%、９億77百万円減）となりました。

賃貸不動産事業

＜主要な事業内容＞
販売子会社・関連会社及びグループ企業等に対し、建物及び設備等の賃貸を行っております。

売上高
59億17百万円
（前連結会計年度比0.5%減）

当連結会計年度の賃貸不動産事業の売上高は、59億17百万円（前年同期比99.5%、28百万円減）、セグメント利益につきましては、14億71百万円（前年同期比116.0%、２億３百万円増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は125億61百万円で、主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度に取得した主要設備

・イエローハット店舗　建物及び設備	37億77百万円
・明和町倉庫（群馬県邑楽郡）	21億59百万円
・福岡市東区土地	20億62百万円

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において設備投資に必要な資金、その他所要資金は手元資金及び銀行借入によって充当しております。

④ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益（連結計算書類）の状況

売上高（単位：百万円）

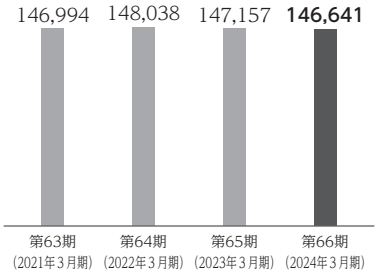

経常利益（単位：百万円）

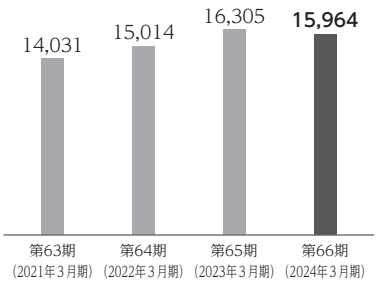

親会社株主に帰属する当期純利益（単位：百万円）

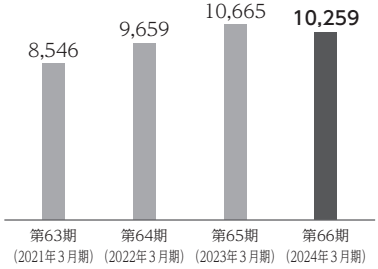

１株当たり当期純利益（単位：円）

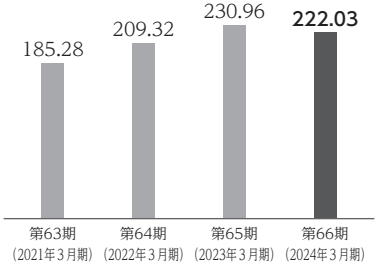

総資産（単位：百万円）

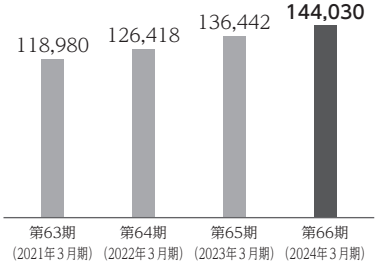

項　　目		第63期（2021年３月期）	第64期（2022年３月期）	第65期（2023年３月期）	第66期（当期）（2024年３月期）
売上高	(百万円)	146,994	148,038	147,157	146,641
経常利益	(百万円)	14,031	15,014	16,305	15,964
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	8,546	9,659	10,665	10,259
１株当たり当期純利益	(円)	185.28	209.32	230.96	222.03
総資産	(百万円)	118,980	126,418	136,442	144,030

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 第66期（当期）の事業成績につきましては、「(1) 当事業年度の事業の状況　①事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主な事業内容
株式会社愛知イエローハット	10	100.0	カー用品等販売
株式会社長崎イエローハット	9	100.0	カー用品等販売
株式会社福岡イエローハット	30	100.0	カー用品等販売
株式会社ジョイフル	72	100.0	カー用品等製造・販売
株式会社備前イエローハット	9	100.0	カー用品等販売
株式会社群馬イエローハット	9	100.0	カー用品等販売
株式会社埼玉イエローハット	9	100.0	カー用品等販売
株式会社トレッド・イエローハット	50	100.0	カー用品等販売
株式会社北海道イエローハット	9	100.0	カー用品等販売
株式会社神奈川イエローハット	9	100.0	カー用品等販売
株式会社越後イエローハット	9	100.0	カー用品等販売
株式会社大阪イエローハット	50	100.0	カー用品等販売
株式会社兵庫イエローハット	50	100.0	カー用品等販売
株式会社四国イエローハット	10	100.0	カー用品等販売
株式会社山梨イエローハット	9	100.0	カー用品等販売
株式会社静岡イエローハット	9	100.0	カー用品等販売
株式会社広島イエローハット	50	100.0	カー用品等販売
株式会社２りんかんイエローハット	50	100.0	二輪車用品等販売
株式会社西東京イエローハット	9	100.0	カー用品等販売
株式会社栃木イエローハット	50	100.0	カー用品等販売
株式会社京都イエローハット	50	100.0	カー用品等販売
株式会社バイク館イエローハット	30	100.0	二輪車・二輪車用品等販売
株式会社バイク館イエローハットＫＰ	30	100.0	二輪車・二輪車用品等販売
株式会社東海イエローハット	10	100.0	カー用品等販売
株式会社千葉イエローハット	30	100.0	カー用品等販売
株式会社沖縄イエローハット	50	100.0	カー用品等販売
株式会社福井イエローハット	50	100.0	カー用品等販売
株式会社ひがし北海道イエローハット	50	100.0	カー用品等販売

会　社　名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主な事業内容
株式会社山陰イエローハット	50	100.0	カー用品等販売
株式会社東東京イエローハット	50	100.0	カー用品等販売
株式会社三河イエローハット	30	100.0	カー用品等販売
株式会社山形イエローハット	20	100.0	カー用品等販売
株式会社近江イエローハット	10	100.0	カー用品等販売
株式会社山口イエローハット	9	100.0	カー用品等販売
溝ノ口自動車株式会社	15	100.0	自動車整備及び修理業
株式会社新岐阜イエローハット	10	100.0	カー用品等販売
株式会社鹿児島イエローハット	10	100.0	カー用品等販売
株式会社モアグリップ	50	99.4	床等の防滑施工
株式会社大分イエローハット	50	97.5	カー用品等販売
株式会社三重イエローハット	2	97.5	カー用品等販売

(注) 株式会社バイク館イエローハットＫＰを新規設立、株式会社鹿児島イエローハットの全株式を取得、株式会社三重イエローハットの発行済株式の過半数を取得したことに伴い、それぞれ連結の範囲に含めております。また、株式会社苫小牧イエローハットは清算結了したことにより、連結の範囲から除外しております。

(4) 対処すべき課題

① カー用品販売事業の拡大

カー用品販売事業の拡大を図るため、「イエローハット」「格安タイヤトレッド」の新規出店を進めると共に、実店舗ならではの品揃えとカーライフメニューの充実によりタイヤを中心とした消耗品の販売強化に努めます。

② 車検、ピット技術事業の拡充

車検を始めとするピット技術部門の強化に向け、整備資格者の人材育成と指定工場の計画的取得を推進し、収益拡大と顧客の囲い込みを図ります。

③ 二輪事業の強化

二輪事業の強化を図るため、「２りんかん」「バイク館」の新規出店と、バイク用ＰＢ商品の拡販や車検獲得による既存店の収益拡大に努めます。

④ 卸売事業の強化

イエローハット店舗以外への一般向け卸売強化のため、メーカーベンダー子会社であるジョイフルによる商品開発及び新規取引先の開拓を進めます。

⑤ 活力ある会社づくり

広告宣伝や販売促進活動の取り組み強化を継続し、想起率向上を目指します。また、社内コミュニケーションの良化、社員のモチベーションアップを図ることで、活力ある会社づくりに努めます。

(5) 主要な事業内容（2024年３月31日現在）

当企業集団は、株式会社イエローハット（当社）及び子会社41社（国内41社）、関連会社２社（国内１社、海外１社）で構成され、カー用品・二輪用品等の製造、卸売販売及び一般消費者等への小売販売、自動車整備及び修理、並びに賃貸不動産事業を行っております。

(6) 主要な営業所及び事業拠点（2024年３月31日現在）

当　　社		本　　社	東京都千代田区
		本　　部	埼玉県、北海道
		支　　店	宮城県、千葉県、大阪府、山口県
		物流センター	宮城県、群馬県、山口県
子会社	株式会社愛知イエローハット	本　　社	愛知県一宮市
	株式会社ジョイフル	本　　社	宮城県富谷市
	株式会社広島イエローハット	本　　社	広島県広島市
	株式会社２りんかんイエローハット	本　　社	埼玉県和光市
	株式会社バイク館イエローハット	本　　社	埼玉県川口市

(注) 当社は子会社を上記の他に36社所有しております。

(7) 使用人の状況（2024年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
3,784（1,229）名	100（55）名

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（　）内に平均人員（８時間換算）を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
139（72）名	△3（－）名	48.6歳	23年1ヶ月

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（　）内に平均人員（８時間換算）を外数で記載しております。

2 会社の現況

(1) 株式の状況（2024年３月31日現在）

① **発行可能株式総数** 106,067,490株

② **発行済株式の総数** 49,923,146株

③ **株主数** 48,907名

④ **大株主**（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
株式会社幸栄企画	6,274	13.5
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,525	11.9
イエローハット共和会	2,706	5.8
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,545	5.5
ＪＰ　ＭＯＲＧＡＮ　ＣＨＡＳＥ　ＢＡＮＫ　３８５６３２（常任代理人:株式会社みずほ銀行決済営業部）	2,181	4.7
鍵山　幸一郎	788	1.7
ＲＥ　ＦＵＮＤ　１０７－ＣＬＩＥＮＴ　ＡＣ（常任代理人:シティバンク、エヌ・エイ東京支店）	721	1.5
住友ゴム工業株式会社	623	1.3
横浜ゴム株式会社	594	1.2
株式会社ソフト９９コーポレーション	593	1.2

(注) 1. 当社は自己株式3,692,754株所有しておりますが、大株主表からは除外しております。
2. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
4. 持株比率は小数点第２位を切り捨てて表示しております。

⑤ **当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況**

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	13,600株	4名

(注) 当社の譲渡制限付株式報酬の内容につきましては、事業報告29ページ「２.(3)④取締役及び監査役の報酬等の総額」に記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

・当事業年度の末日に当社役員が有する新株予約権等の状況

取締役（社外取締役を除く）が保有する新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

発行年度	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使時の払込金額	行使期間	保有者数
2013年度	81個	普通株式 16,200株	73,400円 (1個当たり)	1円 (1株当たり)	2013年5月27日～ 2043年5月26日	2名
2014年度	100個	普通株式 20,000株	79,600円 (1個当たり)	1円 (1株当たり)	2014年5月26日～ 2044年5月25日	2名
2015年度	88個	普通株式 17,600株	96,800円 (1個当たり)	1円 (1株当たり)	2015年5月25日～ 2045年5月24日	3名
2016年度	101個	普通株式 20,200株	84,800円 (1個当たり)	1円 (1株当たり)	2016年5月25日～ 2046年5月24日	3名
2017年度	88個	普通株式 17,600株	97,200円 (1個当たり)	1円 (1株当たり)	2017年5月25日～ 2047年5月24日	3名
2018年度	73個	普通株式 14,600株	120,500円 (1個当たり)	1円 (1株当たり)	2018年5月25日～ 2048年5月24日	3名
2019年度	213個	普通株式 21,300株	98,000円 (1個当たり)	1円 (1株当たり)	2019年5月24日～ 2049年5月23日	3名
2020年度	219個	普通株式 21,900株	95,900円 (1個当たり)	1円 (1株当たり)	2020年5月25日～ 2050年5月24日	3名

(注) 1. 当事業年度末現在における新株予約権の目的となる株式の総数（退任者の保有分も含む）は165,500株です。
2. 2019年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上記「目的となる株式の種類及び数」及び「新株予約権の行使時の払込金額」については、当該株式分割による調整後の当期末日時点における株式数及び金額で記載しております。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2024年３月31日現在）

会社における地位	氏　名	担　　当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	堀　江　康　生		
専　務　取　締　役	佐　藤　和　幸	店舗運営、ピット技術推進、営業管理、支店、子会社（イエローハット事業、卸売事業）　担当	（株）ジョイフル 代表取締役会長
専　務　取　締　役	白　石　　理	商品購買、物流、販促・宣伝、子会社（イエローハット事業及び卸売事業を除く）　担当	（株）２りんかんイエローハット 代表取締役会長 （株）バイク館イエローハット 代表取締役社長 （株）バイク館イエローハットＫＰ 代表取締役社長
取　　締　　役	木　村　昭　夫	経理部長、システム、人事・総務、店舗開発、賃貸事業、内部監査　担当	
取　　締　　役	斎　藤　四　郎		斎藤四郎税理士事務所税理士
取　　締　　役	久　保　妙　子		
取　　締　　役	神 田 知 江 美		かすが・國塚法律事務所弁護士
常　勤　監　査　役	木　村　義　美		
監　　査　　役	服　部　久　男		横浜税理士法人代表社員
監　　査　　役	田　村　　昭		

(注) 1. 取締役 斎藤四郎、取締役 久保妙子、取締役 神田知江美は、社外取締役であります。
2. 監査役 服部久男、監査役 田村　昭は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役 斎藤四郎，取締役 久保妙子、取締役 神田知江美及び監査役 田村　昭を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役 斎藤四郎は、税理士の資格を有し、税務行政業務における豊富な経験と見識を有しております。
5. 取締役 久保妙子は、住環境計画、インテリアデザインを主な研究分野とする大学教授として専門的かつ幅広い知見を有しており、また一級建築士、一級インテリア設計士として建築設計に携わり豊富な経験と見識を有しております。
6. 取締役 神田知江美は、弁護士の資格を有し法律・経済・社会に対する豊富な経験と幅広い見識を有しております。
7. 監査役 木村義美は、長年にわたり営業部門及び商品戦略部門等の主要な職位を歴任し、営業戦略及び商品戦略全般に関する豊富な知識と経験を有しております。
8. 監査役 服部久男は、税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
9. 監査役 田村　昭は、自動車業界で培われた豊富な経営経験と幅広い見識を有しております。
10. 入江義一氏は2023年10月5日をもって、逝去・退任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。

また、2023年10月５日をもって監査役を逝去・退任いたしました入江義一氏との間で同様の契約を締結しておりました。

③ 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、保険会社との間で、取締役、監査役を被保険者として会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社負担としております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、また、補填する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		月額報酬		譲渡制限付株式報酬	
		固定報酬	業績変動報酬		
取締役 (うち社外取締役)	154 (8)	25 (8)	103 (−)	24 (−)	7 (3)
監査役 (うち社外監査役)	25 (6)	25 (6)	− (−)	− (−)	4 (2)
合計 (うち社外役員)	179 (15)	51 (15)	103 (−)	24 (−)	11 (5)

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2006年６月23日開催の第48期定時株主総会において、年額240百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役員数は10名です。
3. 監査役の報酬限度額は、1994年６月29日開催の第36期定時株主総会において、月額３百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役員数は３名です。
4. 当事業年度末現在の取締役は７名、監査役は３名であります。なお、2023年10月5日をもって、入江義一氏は監査役を逝去・退任いたしました。
5. 当社は、2008年６月26日開催の第50期定時株主総会において、役員退職慰労金の打切り支給を決議いただいております。当事業年度末における今後の打切り支給予定額は、以下のとおりであります。なお、支給時期は各役員の退任時としております。
取締役　２名　980万円
6. 2020年６月23日開催の第62期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬として、年額25.5百万円以内、株式数の上限を年29,000株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役員数は４名（社外取締役を除く）です。
7.取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が決定方針と整合していることや、「指名・報酬委員会」からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員報酬は前期の全社業績及び中長期的な業績を反映させ、持続的な成長と企業価値の向上を促進させることを基本方針とし、決定プロセスの客観性・透明性、報酬額の妥当性を確保する観点から、取締役会の諮問に応じて「指名・報酬委員会」において審査し、取締役会に答申を行い取締役会にて決議しております。なお、「指名・報酬委員会」は、現行の報酬制度及び各役位の職責を熟知している代表取締役社長及び客観的な視点を取り入れるため全独立社外取締役・全独立社外監査役で構成しております。

取締役の報酬の構成については、基本となる固定報酬及び業績変動報酬、譲渡制限付株式報酬に区分し、会社業績や同規模他社の報酬水準、過去の支給実績などを総合的に勘案して決定しております。

固定報酬は取締役本来の「意思決定機能」「監視機能」に対する報酬、業績変動報酬は「業務執行機能」に対する報酬としており総額を12分割して毎月支給しております。

業績変動報酬は役位別の変動報酬標準額に全社業績による評価及び各取締役と取締役会との間のコミットメントについて「指名・報酬委員会」の評価答申により算出された変動率（84%～127%）を乗じて決定しております。なお、業績変動報酬に係る指標としては、当社グループの収益状況を客観的に示す指標であることから、連結経常利益率を採用しております。

譲渡制限付株式報酬は、当社の取締役（社外取締役を除く）が、株価変動のメリットとリスクを株主様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、非金銭報酬等として譲渡制限付株式を毎年１回割当てるものです。譲渡制限付株式報酬は、2020年６月23日開催の第62期定時株主総会において、事業年度ごとの割当てる上限を29,000株として承認いただいております。また、譲渡制限付株式に関する金銭報酬債権の総額は25.5百万円以内と設定しております。

譲渡制限付株式報酬の基礎額の算定式
割当対象者の基礎額＝役位別のポイント×（25.5百万円以内÷割当対象者全員の役位ポイントの合計）

上記の方針により、取締役の報酬の構成は、固定報酬約10%、変動報酬約70%、譲渡制限付株式報酬約20%となります。なお、社外取締役の報酬については、業務執行から独立した立場でありかつ独立性を重視し月額報酬においては固定報酬のみとし、役員賞与の設定はありません。また、各監査役の報酬額は、株主総会でご承認いただいた上限額の範囲内で、監査役の協議により決定いたしており、取締役の職務の執行を監視する権限を有する独立した立場であることを考慮し固定報酬のみとし、役員賞与の設定はありません。

⑥ 社外役員に関する事項

イ　他の法人等の業務執行者及び社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役 斎藤四郎は、税理士（斎藤四郎税理士事務所）であります。
当社と斎藤四郎税理士事務所との間には特別な関係はありません。

・取締役 神田知江美は、弁護士（かすが・國塚法律事務所）であります。
当社とかすが・國塚法律事務所との間には特別な関係はありません。

・監査役 服部久男は、横浜税理士法人の代表社員であります。
当社と横浜税理士法人との間には特別な関係はありません。

ロ　当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

区　分	氏　名	取締役会（14回開催）		監査役会（18回開催）	
取　締　役	斎　藤　四　郎	14回	100%	—	—
取　締　役	久　保　妙　子	14回	100%	—	—
取　締　役	神　田　知　江　美	10回	100%	—	—
監　査　役	服　部　久　男	14回	100%	18回	100%
監　査　役	田　村　　昭	14回	100%	18回	100%

（注）取締役 神田知江美は2023年６月21日開催の第65期定時株主総会で選任され、同日に就任されましたので就任以降に開催された取締役会への出席状況を記載しております。

・取締役会及び監査役会における発言状況
取締役 斎藤四郎、久保妙子、神田知江美及び監査役 服部久男、田村　昭は、取締役会において、それぞれ議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。
また、監査役 服部久男、田村　昭は、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

・期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役の斎藤四郎は税務行政業務における豊富な経験と見識を当社の経営全般に反映していただくため、社外取締役として助言をいただいております。
社外取締役の久保妙子は住環境計画、インテリアデザインを主な研究分野とする大学教授として、同分野を中心に専門的かつ幅広い知見を有しており、また、一級建築士・一級インテリア設計士として建築設計に携わり豊富な経験と見識を当社の経営全般に反映していただくため、社外取締役として助言をいただいております。
社外取締役の神田知江美は、弁護士としての法律・経済・社会に対する豊富な経験と幅広い見識を当社の経営全般に反映していただくため、社外取締役として助言をいただいております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　PwC　Japan有限責任監査法人

(注) PwCあらた有限責任監査法人は、2023年12月１日付でPwC京都監査法人と合併し、名称をPwC Japan有限責任監査法人に変更しております。

② 報酬等の額

	支　払　額
	百万円
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	63
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	63

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人が策定した監査計画の内容、監査の遂行状況並びに報酬見積もりの相当性について検討した結果、会計監査人の報酬等について、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、同意いたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制についての決定事項の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、以下のとおり「内部統制システム構築の基本方針」を決議いたしております。

イ　取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

i　当社は、法令及び定款に基づき、会社の機関として、株主総会及び取締役、取締役会を置き、職務の執行を適正に行うとともに、監査役、監査役会及び会計監査人を置き、職務の執行が適法・適正かつ妥当であることをそれぞれの立場から確認する体制を基本とする。

ii　当社は、取締役の義務と責任を具体的に列挙したコンプライアンスに関する確認書を作成し、取締役は定期的に当該確認書を取締役会及び監査役会に提出する。

ⅲ　当社は、法令、社会規範、企業倫理等の遵守・尊重に関する基本方針・行動規範として制定した「イエローハット憲章」に基づき、反社会的勢力、団体に対しては毅然とした態度で対応することを基本方針とする。当社及びその子会社から成る企業集団は、基本方針の下、当社の総務部門に情報を一元管理し、警察等の外部機関や関連団体と連携を図りながら、反社会的勢力排除のための社内体制の整備強化を推進する。

ロ　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存・管理することを定める規程を整備し、取締役及び従業員は当該規程に従う。

ハ　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ⅰ　当社は、リスクに関する意識の浸透、リスクの早期発見及び顕在化の未然防止、緊急事態発生時の対応等を定めた規程を整備する。

ⅱ　当社は、全社的なリスクマネジメントを統括する委員会を設置し、リスクマネジメントに関する全社方針を定めるとともに、各部署のリスクマネジメントに関する計画の立案・実行を支援する。

ニ　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ⅰ　取締役会は、取締役及び従業員が共有する全社的な目標を定め、取締役は、目標達成に向けて実施すべき具体的な目標及び権限分配を含めた効率的な達成方法を定める。

ⅱ　取締役は、ITを活用した経営情報システムを構築し、経営情報の迅速かつ適正な把握に努める。

ホ　従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ⅰ　当社は、「イエローハット憲章」に定める行動規範・行動基準に関する教育を行うなど、従業員の遵法意識の徹底、健全な企業風土の醸成に努める。

ⅱ　当社の内部監査部門は、当社のコンプライアンスの状況を調査・監督し、必要なときは改善を勧告する。

ⅲ　当社は、コンプライアンス違反やその恐れがある場合の通報を受け付けるための内部通報窓口を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。

ヘ　当社及びその子会社から成る企業集団（以下、当社グループという）における業務の適正を確保するための体制

ⅰ　子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

1）子会社は取締役会及び監査役設置会社とし、当社の取締役及び従業員が子会社の取締役もしくは監査役として就任し、子会社における業務の適正性を監視できる体制とする。また、子会社に対して当社の内部監査部門が直接監査し得る体制とし、内部監査部門は直接当社の代表取締役に報告する体制とする。なお、内部監査部門は、同様の報告を監査役及び監査役会にも行う。

2）当社は、当社及び子会社の全監査役で構成される監査役協議会を定期的に開催し、情報の共有化とグループ全体の業務監視を実施する。

ii　子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループの財務リスク回避を目的とする財務リスク管理規程を制定し、当該規程に定める定期的な財務リスク評価委員会によるリスク管理に努め、必要とされる課題及び対策を協議する。

iii　子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の効率的な業務遂行に資することを目的に、当社グループの管理運営に関する基本的事項を含む管理規程を制定する。

iv　子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1）当社は、当社が制定する「イエローハット憲章」に基づき、子会社の取締役及び従業員が社会的役割と責任を果たすよう努める。

2）当社グループ内における取締役及び従業員の法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、当社及び子会社共通のグループ内部通報窓口を設置し、体制の整備を行う。

ト　監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制並びにその使用人の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項

i　取締役は、監査役又は監査役会の求めに応じて、その職務を補助するために、必要な人員を配置する。

ii　監査役及び監査役会の職務を補助する従業員は、当該職務については、取締役の指揮命令を受けない。また、当該従業員の処遇、異動等については監査役及び監査役会の意向を尊重しなければならない。

チ　監査役の上記従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の職務を補助する従業員について、その職務にあたっては、監査役の指示に従うものとし、当社の取締役及び従業員に周知徹底する。

リ　取締役及び従業員が監査役に報告するための体制、その他の当社の監査役への報告に関する体制

i　取締役及び従業員が監査役に報告するための体制

1）取締役及び従業員は、当社に著しい損害を及ぼす恐れや事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、内部管理の体制・手続き等に関する重大な欠陥や問題、法令違反等の不正行為や重大な不当行為などについて、書面もしくは口頭にて監査役又は監査役会に報告する。

2）監査役及び監査役会は、必要に応じ、いつでも取締役または従業員に報告を求めることができる。

ii　子会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

1）子会社の取締役及び従業員は、法令・定款に違反する、又はその恐れがある行為、あるいは会社に著しい影響を及ぼし得る重要な事実を発見したときは、遅滞なく当社の監査役に報告する。

２）当社の内部監査部門は、子会社における内部監査の結果を定期的に当社の監査役に報告する。
３）当社の内部通報担当部門は、当社グループの従業員による内部通報について、当社の取締役会及び監査役会に対し、定期的に報告を行う。

ヌ　前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、前号の監査役への報告をした当社グループの従業員が、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。

ル　監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針

当社は、監査役がその職務の執行に関し、費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用などが当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに処理する。

ヲ　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社及び当社グループの取締役及び従業員は、監査役による監査業務に協力するとともに、監査役の求める諸資料、情報について、遅滞なく提供することにより、監査の実効性を確保する。

②　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

イ　取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

当事業年度においては、取締役会を14回、監査役会を18回開催し、取締役の職務の執行が適法、適正に行われていることを確認しました。また、専門的知見を有する社外取締役３名及び社外監査役２名を選任し、監督機能の実効性を高めております。

ロ　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

文書管理規程に従い、取締役会議事録、稟議書、その他取締役の職務執行に係る情報を文書及び電磁的媒体に記録して保存しており、取締役及び監査役が常時閲覧可能な状態にしております。

ハ　損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

リスク管理関連の規程に基づき、コンプライアンスや財務報告に係る内部統制について、危機管理委員会を２回、財務リスク評価委員会を２回開催し、リスク管理体制の整備及びリスク顕在化の予防等を実施いたしました。

ニ　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

毎月開催される取締役会において、各取締役より月次の業務執行の状況報告がなされ、状況に応じて適宜改善策が検討されております。取締役会の開催に際して、社外取締役及び社外監査役が議案内容を十分理解できるように、議案資料の事前配布並びに必要に応じて議案の事前説明を実施いたしました。また、社内申請及び稟議承認のための電磁的なシステムを導入することで、意思決定及び情報共有の迅速化を図っております。

ホ　従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

「イエローハット憲章」に定める行動規範・行動基準に関する教育を行うなど、従業員の遵法意識の徹底、健全な企業風土の醸成に努めました。さらに、従業員の遵法意識向上のため、毎月１回、「コンプライアンス便り」を発信いたしました。

ヘ　当社及びその子会社から成る企業集団（以下、当社グループという）における業務の適正を確保するための体制について

当社の取締役及び従業員が子会社の取締役もしくは監査役として就任し、子会社における業務の適正性を監視できる体制が整備されております。また当社において子会社の稟議申請書等の管理を行っており、その営業活動及び決裁権限等を把握し、一定基準の該当する重要事項については子会社の機関決定前に当社の重要な会議における報告を義務付ける等適切な経営管理を実施しております。さらに、子会社に対して当社の内部監査部門が直接監査を行い、直接当社の代表取締役並びに監査役及び監査役会に報告をしております。当社及び子会社の全監査役で構成される監査役協議会を当該事業年度において２回開催し情報の共有化とグループ全体の業務監視を実施いたしました。

ト　監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制並びにその使用人の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項について

社内規程において、監査役が内部監査室所属の従業員に監査業務の補助を命じることができる旨を定め、配置いたしました。当該従業員は、当該職務について、取締役の指揮命令を受けず、処遇、異動等については監査役及び監査役会の意向を尊重しなければならない旨、周知いたしました。

チ　監査役の上記従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項について

当社は、監査役の職務を補助する従業員について、その職務にあたっては、監査役の指示に従うものとし、当社の取締役及び従業員に周知徹底いたしました。

リ　取締役及び従業員が監査役に報告するための体制、その他の当社の監査役への報告に関する体制について

取締役及び従業員は、当社に著しい損害を及ぼす恐れや事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、内部管理の体制・手続き等に関する重大な欠陥や問題、法令違反等の不正行為や重大な不当行為などについて、社内規程に従って書面もしくは口頭にて監査役又は監査役会に報告をしております。さらに、社内規程に従って、当社グループ内における取締役及び従業員の法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、当社及び子会社共通の内部通報ホットラインを設置・運用を行っております。

ヌ　前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制について

社内規程において、前号の報告をした従業員の秘匿性をできる限り維持するとともに、当該従業員に対する報復措置や不利益な処遇を禁じております。

ル　監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針について

社内規程において、監査役の職務の執行について生ずる費用について、当社の経費として費用を支出できるよう定め、監査役の請求に基づき速やかに処理しております。

ヲ　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

従業員は、監査役による監査業務に協力するとともに、監査役の求める諸資料、情報について、遅滞なく提供しております。また、社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行いました。

以上、第66期において内部統制システムが適切に運用されていることを確認しております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中長期的な視点で連結業績に応じた利益還元を重視し、連結業績、財政状況、投資計画等を勘案しながら連結配当性向30％以上を目安に、安定的な配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

なお、当社の剰余金の配当は、中間及び期末配当の年２回を基本的な方針としております。配当決定機関は中間配当・期末配当ともに取締役会であります。

当連結会計年度の期末配当金につきましては、１株につき33円とし、中間配当金とあわせまして年間66円とさせていただきました。

次期の配当金に関しましては、上記の方針に基づき、年間70円（中間・期末とも35円）を予定しております。

連結計算書類

連結貸借対照表（2024年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	
Ⅰ. 流動資産	**47,709**
現金及び預金	4,853
受取手形及び売掛金	8,853
棚卸資産	26,656
未収入金	3,696
その他	3,657
貸倒引当金	△7
Ⅱ. 固定資産	**96,320**
1. 有形固定資産	**72,742**
建物及び構築物	27,205
機械装置及び運搬具	791
土地	40,959
リース資産	63
建設仮勘定	814
その他	2,908
2. 無形固定資産	**1,751**
のれん	71
ソフトウエア	1,172
ソフトウエア仮勘定	43
その他	464
3. 投資その他の資産	**21,826**
投資有価証券	9,801
長期貸付金	392
敷金	7,354
繰延税金資産	2,916
その他	1,631
貸倒引当金	△270
資産合計	**144,030**

科目	金額
負債の部	
Ⅰ. 流動負債	**21,764**
支払手形及び買掛金	8,501
リース債務	20
未払金	3,901
未払法人税等	2,782
契約負債	1,410
賞与引当金	1,367
資産除去債務	27
その他	3,754
Ⅱ. 固定負債	**5,743**
受入保証金	1,634
退職給付に係る負債	96
リース債務	69
資産除去債務	3,108
その他	833
負債合計	**27,507**
純資産の部	
Ⅰ. 株主資本	**114,160**
資本金	**15,072**
資本剰余金	**10,509**
利益剰余金	**90,767**
自己株式	**△2,190**
Ⅱ. その他の包括利益累計額	**2,206**
その他有価証券評価差額金	**3,992**
土地再評価差額金	**△1,907**
為替換算調整勘定	**97**
退職給付に係る調整累計額	**24**
Ⅲ. 新株予約権	**154**
Ⅳ. 非支配株主持分	**0**
純資産合計	**116,522**
負債純資産合計	**144,030**

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2023年４月１日から2024年３月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	**146,641**
売上原価	**83,814**
売上総利益	**62,827**
販売費及び一般管理費	48,351
営業利益	**14,475**
営業外収益	**1,526**
受取利息	37
受取配当金	249
受取手数料	343
持分法による投資利益	43
違約金収入	214
その他	636
営業外費用	**37**
支払利息	7
その他	30
経常利益	**15,964**
特別利益	**18**
固定資産売却益	8
負ののれん発生益	9
その他	0
特別損失	**964**
固定資産売却損	0
固定資産除却損	23
減損損失	941
その他	0
税金等調整前当期純利益	**15,018**
法人税、住民税及び事業税	4,949
法人税等調整額	△197
当期純利益	**10,266**
非支配株主に帰属する当期純利益	7
親会社株主に帰属する当期純利益	**10,259**

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2023年４月１日から2024年３月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	15,072	10,471	83,466	△2,210	106,799
当期変動額					
剰余金の配当			△2,957		△2,957
親会社株主に帰属する当期純利益			10,259		10,259
自己株式の取得				△0	△0
新株予約権の行使		4		11	15
譲渡制限付株式報酬		16		8	24
持分法適用会社の保有する親会社株式の変動		11		1	13
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		5			5
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	38	7,301	20	7,360
当期末残高	15,072	10,509	90,767	△2,190	114,160

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,557	△1,907	86	△3	△266	170	7	106,710
当期変動額								
剰余金の配当								△2,957
親会社株主に帰属する当期純利益								10,259
自己株式の取得								△0
新株予約権の行使								15
譲渡制限付株式報酬								24
持分法適用会社の保有する親会社株式の変動								13
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								5
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,434	—	11	27	2,473	△15	△6	2,450
当期変動額合計	2,434	—	11	27	2,473	△15	△6	9,811
当期末残高	3,992	△1,907	97	24	2,206	154	0	116,522

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表（2024年３月31日現在）

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	**29,598**
現金及び預金	3,205
受取手形	333
売掛金	6,774
リース債権	29
商品	4,727
貯蔵品	251
前渡金	470
前払費用	1,049
短期貸付金	11,763
未収入金	3,094
その他	2,372
貸倒引当金	△4,475
固定資産	**100,946**
有形固定資産	**76,298**
建物	28,259
構築物	1,836
機械及び装置	478
車両運搬具	326
工具、器具及び備品	3,276
土地	41,307
建設仮勘定	814
無形固定資産	**1,682**
ソフトウエア	1,174
借地権	451
その他	55
投資その他の資産	**22,966**
投資有価証券	9,652
関係会社株式	5,511
長期貸付金	392
長期前払費用	207
敷金	7,345
その他	127
貸倒引当金	△270
資産合計	**130,545**

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

科目	金額
負債の部	
流動負債	**22,371**
買掛金	6,634
短期借入金	6,847
リース債務	29
未払金	3,532
未払費用	122
未払法人税等	2,242
預り金	18
前受収益	1,447
賞与引当金	122
資産除去債務	27
その他	1,346
固定負債	**5,665**
リース債務	103
繰延税金負債	716
資産除去債務	3,108
その他	1,736
負債合計	**28,036**
純資産の部	
株主資本	**100,616**
資本金	**15,072**
資本剰余金	**10,471**
資本準備金	9,075
その他資本剰余金	1,395
利益剰余金	**77,295**
利益準備金	570
その他利益剰余金	76,724
別途積立金	11,536
固定資産圧縮積立金	436
繰越利益剰余金	64,752
自己株式	**△2,223**
評価・換算差額等	**1,737**
その他有価証券評価差額金	**3,931**
土地再評価差額金	**△2,193**
新株予約権	**154**
純資産合計	**102,508**
負債・純資産合計	**130,545**

損益計算書（2023年４月１日から2024年３月31日まで）

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	**95,504**
売上原価	**77,118**
売上総利益	**18,386**
販売費及び一般管理費	7,776
営業利益	**10,609**
営業外収益	**1,452**
受取利息	121
受取配当金	256
受取手数料	659
違約金収入	214
その他	200
営業外費用	**56**
支払利息	44
その他	12
経常利益	**12,005**
特別利益	**70**
固定資産売却益	8
関係会社清算益	61
その他	0
特別損失	**131**
固定資産売却損	0
固定資産除却損	36
減損損失	93
その他	0
税引前当期純利益	**11,944**
法人税、住民税及び事業税	3,888
法人税等調整額	△59
当期純利益	**8,116**

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2023年４月１日から2024年３月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						別途積立金	固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	15,072	9,075	1,374	10,450	570	11,536	436	59,593	72,136	△ 2,242	95,417
当期変動額											
剰余金の配当								△ 2,957	△ 2,957		△ 2,957
当期純利益								8,116	8,116		8,116
自己株式の取得										△0	△0
新株予約権の行使			4	4						11	15
譲渡制限付株式報酬			16	16						8	24
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											
当期変動額合計	—	—	21	21	—	—	—	5,158	5,158	19	5,198
当期末残高	15,072	9,075	1,395	10,471	570	11,536	436	64,752	77,295	△ 2,223	100,616

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,524	△ 2,193	△ 669	170	94,918
当期変動額					
剰余金の配当					△ 2,957
当期純利益					8,116
自己株式の取得					△0
新株予約権の行使					15
譲渡制限付株式報酬					24
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,406	—	2,406	△ 15	2,390
当期変動額合計	2,406	—	2,406	△ 15	7,589
当期末残高	3,931	△ 2,193	1,737	154	102,508

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

株式会社　イエローハット
　取 締 役 会　御中

PwC　Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　小　林　昭　夫
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　谷　口　寿　洋

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社イエローハットの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イエローハット及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

株式会社　イエローハット
　取 締 役 会　御中

PwC　Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　小　林　昭　夫

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　谷　口　寿　洋

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イエローハットの2023年4月1日から2024年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2023年４月１日から2024年３月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人 PwC　Japan有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び会計監査人　PwC　Japan有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　PwC　Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人　PwC　Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年５月20日

株式会社　イエローハット　監査役会

常勤監査役　木　村　義　美　㊞

監査役（社外監査役）　服　部　久　男　㊞

監査役（社外監査役）　田　村　　昭　㊞

以　上

株主総会
会場ご案内図

小伝馬町駅、人形町駅からご来場の場合

アクセス

東京商品取引所交差点

東京商品取引所入口（標示）

会場（サンライズビル）

◆小伝馬町駅からご来場の場合

東京メトロ日比谷線「小伝馬町駅」1番出口より徒歩約4分
※出口より人形町方面に約200m進み、
「東京商品取引所入口」交差点を左折し約200m

◆人形町駅からご来場の場合

東京メトロ日比谷線及び都営浅草線「人形町駅」A4番出口より徒歩約5分
※出口より小伝馬町方面に約350m進み、「東京商品取引所入口」
交差点を右折し約200m

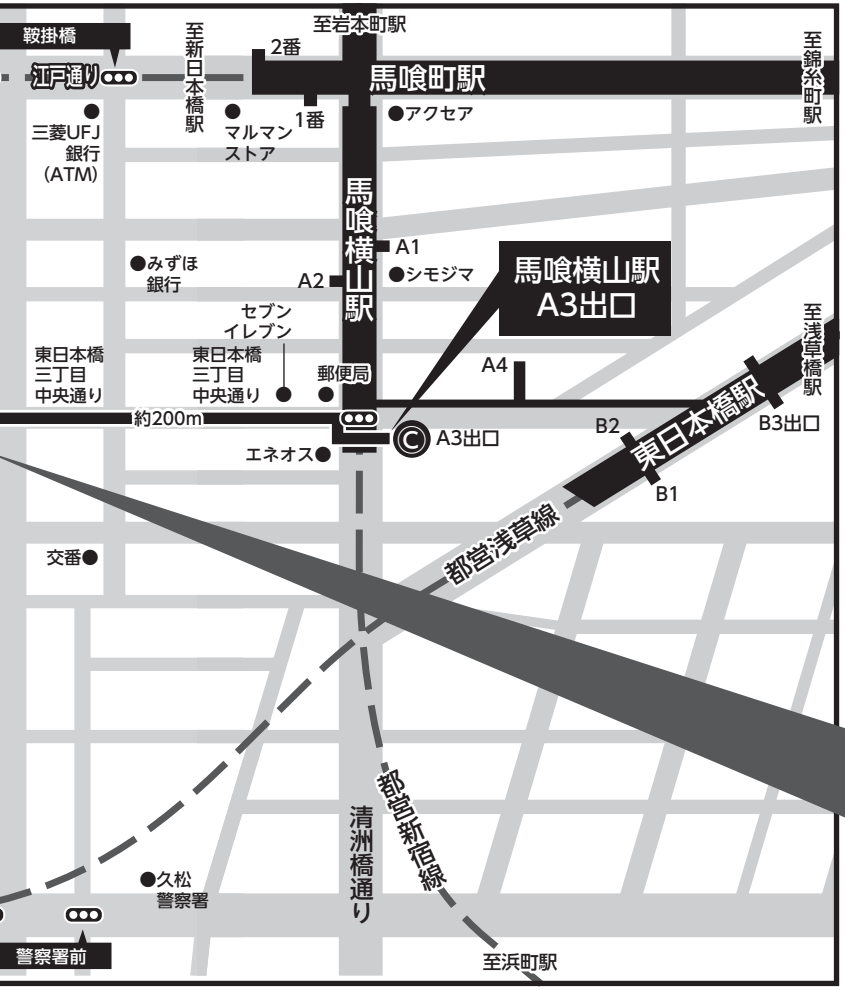

会　　場

東京都中央区日本橋富沢町11番12号

サンライズビル
2階ザ・グリーンホール

※会場には駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

問い合わせ先

株式会社イエローハット
TEL 03-6866-1680（代表）

サンライズビル
2階ザ・グリーンホール

馬喰横山駅、東日本橋駅、馬喰町駅からご来場の場合

アクセス

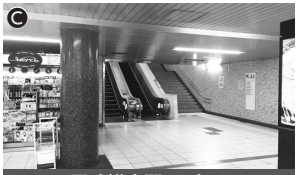

馬喰横山駅A3出口

馬喰横山駅A3出口からの景色

会場（サンライズビル）

◆馬喰横山駅からご来場の場合

都営新宿線「馬喰横山駅」A3番出口より徒歩約3分
※出口より「東日本橋三郵便局」を右手に東日本橋三丁目中央通りを約200m

◆東日本橋駅及び馬喰町駅からご来場の場合

都営浅草線「東日本橋駅」及びJR総武本線「馬喰町駅」より徒歩約5分（地下道を利用し、都営新宿線（「馬喰横山駅」）方面のA3番出口からのご来場が便利です。）

CSR・交通安全に対する啓蒙活動

私たちが考える未来は安全からはじまります。

車のある快適な生活も、家族と車で過ごした思い出も、すべては安全あってのこと。

・かもしれない運転の大切さを知ろう!「春の全国交通安全運動」応援キャンペーン
（2024年4月5日～4月15日）

内閣府推進「春の全国交通安全運動」に協力し、歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い運転の励行」を推進するキャンペーンを実施。ドライバーが「危険ではない」と判断する前提を「危険かもしれない」と変えることで事故を減らせるのではと考え、「だろう運転」の危険性と「かもしれない運転」の大切さを伝えるため、体験ゲームを用意しました。また、イエローハット公式Xアカウントをフォローし、本キャンペーンに関する投稿をリポストしていただいた方に「オリジナルTシャツ」を抽選でプレゼントしました。

・「全国交通にゃん全運動2024」（2024年２月16日～２月25日）

（特設サイト）

今もなお日本各地で被害が絶えない“猫の交通事故”。2／22「猫の日」をきっかけに、猫でさえも安全に暮らせるクルマ社会の実現を目指し、6年目となる本年は猫参加型の「猫パンチ募金」を実施。非常に多くのご参加をいただき上限500万円に達し、集まった金額を保護猫・動物愛護団体へ寄付いたしました。また、「猫の飛び出し」を注意喚起するため、ジオラマの街に巨大猫が飛び出してくるTVCMや、街なかに巨大猫が飛び出す屋外ポスターを東京駅に掲出。店頭では、当運動に賛同いただいた方にオリジナルステッカーをプレゼントしました。

私たちが愛する車は、明るい未来へ向かって走って欲しい
その思いで、子供たちの「黄色い通学帽子」を社名にしました。
イエローハットでは、安全なクルマ社会を願って、今日もお客様をお迎えしています。

株主優待情報

３月末及び９月末現在の株主名簿に記載または記録された100株以上保有されている株主の皆様に、全国の「イエローハット」「２りんかん」「バイク館」の各店舗及び「イエローハット車検センター」でご利用いただける『お買物割引券（300円割引券）』を送付いたします。１回のお買上げ金額1,000円（税込み）毎に１枚ご使用いただけます。また、全国の「イエローハット」店舗で「油膜取りウォッシャー液2.5Ｌ１本」と引換えができる『商品引換券』を１枚送付いたします。

『お買物割引券』

100株以上	割引券10枚（ 3,000円分）＋商品引換券１枚
1,000株以上	割引券25枚（ 7,500円分）＋商品引換券１枚
3,000株以上	割引券40枚（12,000円分）＋商品引換券１枚
5,000株以上	割引券50枚（15,000円分）＋商品引換券１枚

『商品引換券』

FSC www.fsc.org ミックス 紙 | 責任ある森林管理を支えています FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK
UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。